

①国名	Republic of The Gambia (GM) (ガンビア共和国)				
②名称	Ministry of Justice / Registrar General's Department				
③所在地	Private Mail Bag, Marina Parade, Banjul				
④連絡先	(電話) (220) 4228450		(FAX) (220) 225 352		
	(E-mail) info@moj.gov.gm		(internet) www.moj.gov.gm		
⑤組織の長	Registrar, Trademarks and Patents : Mr. Abdoulie Colley				
⑥沿革	(情報が得られませんでした)				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1980/12/10	1993/3/7			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1992/1/21			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグ ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		1997/12/9			
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1996/10/23			

①国名	Republic of The Gambia (GM) (ガンビア共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	16	66	91	88
		(内 外国出願)	16	66	91	88
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	16	66	91	88
	実用新案	全数		1		1
		(内 外国出願)				1
	意匠	全数		1	10	6
		(内 外国出願)		1	10	6
		(内 日本から)				
	商標	全数	1,053	1,073	939	945
		(内 外国出願)	948	951	833	762
		(内 日本から)	6	11	12	12
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	16	30	54	45
		(内 外国出願)	16	30	54	45
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	16			
	実用新案	全数		1		2
		(内 外国出願)				2
	意匠	全数		1	10	6
		(内 外国出願)			10	6
		(内 日本から)				
商標	全数	1,286	943	773	812	
	(内 外国出願)	1,181	884	718	754	
	(内 日本から)	10	16	11	13	
出典:WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

①国名	Republic of The Gambia (GM) (ガンビア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2007年4月2日施行(Cap. 95:03 産業財産権法)
	③地理的効力の範囲	ガンビア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (産業財産権法第5条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ガンビアに非居住の出願人は、ガンビア在住の代理人を選任しなければならない。 (産業財産権法第38条)
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日又は優先日から15年。申請により5年延長できる。(最長20年) (産業財産権法第13条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (産業財産権法第4条)
	⑩グレースピリオド	有。出願日あるいは優先日以前の6月以内の下記事項は新規性を喪失しない。 (1) 出願人又は承継人が認めた公表。 (2) 出願人又は承継人に対する悪意を持った公表。 (産業財産権法第4条(c))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論、数学の方法 (2) 動物又は植物品種及び植物の栽培又は動物の品種改良についての本質的に生物学的方法 (3) 事業を行うための、純心理学的な行為をなすための、又はゲームをするための方法、理論及び規則 (4) 人体又は動物の体の治療方法及び診断方法 (5) 公序良俗に反する発明 (産業財産権法第3条(3))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (産業財産権法第10条(4))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度及び早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、出願は登録後、公告(公開)される。 (産業財産権法第11条(2))
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係者は特許の無効を裁判所に提訴することができる。 (産業財産権法第15条(1))
	⑱実施義務	有。出願後4年又は登録後3年経過後の不実施は、強制実施権設定の対象となる。 (産業財産権法第14条(1))
	⑲費用 単位 GMD (ガンビア・ダラシ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) 登録料 [特許権維持に掛かる費用] 年金

①国名	Republic of The Gambia (GM) (ガンビア共和国)	
	⑩料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)
	⑪PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of The Gambia (GM) (ガンビア共和国)	
実用新案制度	②最新意匠法の施行年月日	2007年4月2日施行(Cap. 95:03 産業財産権法)
	③地理的効力の範囲	ガンビア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (産業財産権法第5条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。代理人を選任しなければならない。 (産業財産権法第38条)
	⑦出願言語	英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から7年。 (産業財産権法第17条(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (産業財産権法第4条)
	⑩グレースピリオド	有。出願日あるいは優先日以前の6ヶ月以内の下記事項は新規性を喪失しない。 (1) 出願人又は承継人が認めた公表。 (2) 出願人又は承継人に対する悪意を持った公表。 (産業財産権法第4条(c))
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学理論、数学の方法
	⑫実体審査の有無	(2) 動物又は植物品種及び植物の栽培又は動物の品種改良についての本質的に生物学的な方法 (3) 事業を行うための、純心理学的な行為をなすための、又はゲームをするための方法、理論及び規則
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	(4) 人体又は動物の体の治療方法及び診断方法 (5) 公序良俗に反する発明 (産業財産権法第3条(3))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (産業財産権法第17条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、登録後、実用新案許が公告(公開)される。 (産業財産権法第11条(2))
	⑯異議申立制度の有無	無
	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係者は裁判所に無効を申立てることが出来る (産業財産権法第17条(4))
	⑱実施義務	有。出願後4年又は登録後3年の不実施は強制実施権の対象となる (産業財産権法第14条(1))
	⑲費用 単位 GMD (ダラシ・ダラシ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 審査請求料 (情報が得られませんでした) 登録料 [特許権維持に掛かる費用] 年金
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of The Gambia (GM) (ガンビア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2007年 4月2日施行(Cap. 95:03 産業財産権法)
	③地理的効力の範囲	ガンビア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (産業財産権法第5条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。代理人を選任しなければならない。 (産業財産権法第38条)
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年の延長を2回することが出来る(最長15年) (産業財産権法第17条(3))
	⑨新規性の判断基準	内国公知、内国刊行物 (産業財産権法第20条)
	⑩グレースピリオド	無。
	⑪不登録対象	(1) 技術的成果のみによる意匠 (2) 公序良俗に反する発明 (産業財産権法第19条(2)、第20条(3))
	⑫実体審査の有無	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。
	⑱意匠分類	無。
	⑲出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、登録後、意匠が公告(公開)される。
	⑳秘密意匠制度の有無	
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。
	㉓登録表示義務	無。
	⑳費用 単位 GMD (ダラシ・ダラシ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) 登録料 [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料
	㉔料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)

①国名	Republic of The Gambia (GM) (ガンビア共和国)	
商標制度	②最新特許法の施行年月日	2007年 4月2日施行(Cap. 95:03 産業財産権法)
	③地理的効力の範囲	ガンビア国内のみ
	④他国制度との関係	無。ガンビアはARIPO加盟国であるが、バンジュールプロトコルを批准していないため、ARIPOを利用したの商標登録はできない。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、商号
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標
	⑦出願人資格	商標を使用する者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義。
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。代理人。 (産業財産権法第38条)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる (産業財産権法第31条(4))
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 識別性のない標章 (2) 公序良俗に反する標章 (3) 製品またはサービスの原産地、性質等を誤認されるような標章 (4) パリ条約第6条で登録を排除されている標章 (5) ガンビアで周知の商品又はサービスと同一の標章 (6) 先に登録された商標と誤認混同をもたらす標章 (産業財産権法第27条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。ガンビアで周知の商品又はサービスと同一の標章 (産業財産権法第27条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (産業財産権法第28条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	無。(審査は方式要件についてのみ行われる)。 (産業財産権法第29条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、登録後、商標が公告(公開)される。
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も登録後9ヶ月以内に申立事が出来る。 (産業財産権法第29条(2))
	㉓無効審判制度の有無	
	㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用については、不使用取消を裁判所に請求することができる。 (産業財産権法第32条)
	㉕商標分類	国際分類を採用している。
	㉖図形要素の分類	無。

①国名	Republic of The Gambia (GM) (ガンビア共和国)	
	②7譲渡要件	無。
	②8費用 単位 GMD (ダラン・ダラン)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料
	②9料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)